

新旧対照表
高知県漁船導入支援事業費補助金実施要領

改正後	改正前
第 1 (略) 第 2 新規漁場における養殖実施計画について 1 計画書の作成 補助事業者は、新規漁場において養殖を<u>開始している又は</u>開始しようとする者に対し、別記第 1 号様式により計画書を作成させ、知事に提出するものとする。 2 計画の達成状況の報告 (1) (略) (2) 計画は、計画書に記載されたものと同等の規模の小割が導入され、計画書に沿ったマーケット・イン型養殖業の実現に向けた取り組みが行われた場合に、達成したものとする（(マーケット・イン型養殖業の定義は、交付要綱別表第 1 (第 3 条関係) <u>※3</u> (ウ) a のとおり)）。 (3) ～ (4) (略) 第 3 補助金の交付の条件について 新規漁場において養殖を<u>開始している又は</u>開始しようとする者は、計画又は改善計画を達成しなければならない。 附 則 (略) <u>附 則</u> <u>この要領は、令和 7 年 4 月 18 日から施行する。</u>	第 1 (略) 第 2 新規漁場における養殖実施計画について 1 計画書の作成 補助事業者は、新規漁場において養殖を開始しようとする者に対し、別記第 1 号様式により計画書を作成させ、知事に提出するものとする。 2 計画の達成状況の報告 (1) (略) (2) 計画は、計画書に記載されたものと同等の規模の小割が導入され、計画書に沿ったマーケット・イン型養殖業の実現に向けた取り組みが行われた場合に、達成したものとする（(マーケット・イン型養殖業の定義は、交付要綱別表第 1 (第 3 条関係) <u>※4</u> (ウ) a のとおり)）。 (3) ～ (4) (略) 第 3 補助金の交付の条件について 新規漁場において養殖を開始しようとする者は、計画又は改善計画を達成しなければならない。 附 則 (略)

改正後				改正前			
別記							
第 1 号様式							
新規漁場における養殖実施計画							
借 受 者							
現 状							
事業内容	漁場の位置		小割の規模				
	(免許番号：区第 号)		直径（1 辺）の長さ： メートル				
			小 割 の 深 さ： メートル				
			小 割 の 台 数： 台				
	養殖魚種		活け入れ尾数の見込み		1 年間の生産額の見込み		
			千尾／台／年		億円		
	マーケット・イン型養殖業の実現に向けた取組の内容						
第 2 号様式（略）							

改正前			
別記			
第 1 号様式			
新規漁場における養殖実施計画			
借 受 者			
現 状			
事業内容	漁場の位置		小割の規模
	(免許番号：区第 号)		直径（1 辺）の長さ： メートル
			小 割 の 深 さ： メートル
			小 割 の 台 数： 台
	養殖しようとする魚種	活け入れ尾数の見込み	1 年間の生産額の見込み
		千尾／台／年	億円
	マーケット・イン型養殖業の実現に向けた取組の内容		
第 2 号様式（略）			